防衛装備庁公示第３号
平成２７年１０月１日
一部改正：防衛装備庁公示第３０６号
令和６年２月５日

防衛装備庁が行う随意契約への新規参入の申し込みについて

支出負担行為担当官
防衛装備庁長官　深澤　雅貴

別添の対象契約一覧表に掲げる契約は、次のアからキのいずれかの要件に該当するため、事後の契約を締結する場合には、当該要件を満たす契約企業との随意契約によって契約することを予定しているものです。それぞれの契約について必要となる要件を満たし、同契約への新規参入を希望される企業等がありましたら、入札及び契約心得（防衛装備庁公示第１号。２７．１０．１）第２．２項の規定に従って、申し込みに必要な書類を提出先までご提出ください。

ア　航空機製造事業法（昭和２７年法律第２３７号）第２条の２又は武器等製造法（昭和２８年法律第１４５号）第３条に規定する経済産業大臣の許可を現に受け、又は当該許可を受けるための申請中である者が業態調査の結果、一者に限られると類推される航空機若しくは航空機用機器又は武器に係る調達

イ　契約の履行のために不可欠なライセンスを現に認められ、又は履行期限までにこれを認められる見込みのある日本企業が業態調査の結果、一者に限られると類推されるもののうち、当該ライセンスの実施権の取得に外国政府の許可を要しないもの

ウ　契約の履行のために不可欠な日本国内における正当な輸入販売代理権を現に有し、又は履行期限までに当該権利を有する見込みのある者が業態調査の結果、一者に限られると類推される防衛装備品に係る一般輸入調達

エ　企業が試作請負業務（研究委託を除き、自隊研究を含む。）を通じて防衛省と共同して開発した防衛装備品の量産契約であって、当該防衛装備品の製造に当たって必要となる技術又は設備等を有する企業が業態調査の結果、一者に限られると類推されるもの（当該試作請負業務において、下請負企業がその試作請負契約の相手方に納入した、当該防衛装備品を成す特定の機器も含む。）

オ　複数の構成品が一体となって機能を発揮する防衛装備品の製造請負業務を数回に分割して発注せざるを得ない場合（当該防衛装備品を調達する事業について構想し若しくは計画し又は予算を要求する過程において、一体の事業であることが明確であったものを分割したことが明らかなものに限るものとし、当該事業と同時期に発注する構成品及び部品に係る契約並びに当該事業の過程において派生的に追加発注される契約を除く。）で、当該防衛装備品全体の設計及び製造の全過程を通じて同一の企業の管理下においてシステム・インテグレーションが行われなければ製造の目的達成に著しい支障が生じるおそれがあるもの

カ　試作請負業務（研究委託を除き、自隊研究を含む。）に付随して実施が必要となる調達のうち、試作品の機能・性能の確認に係る部品及び支援・役務の調達であって、当該契約を履行できる者が業態調査の結果、一者に限られると類推される場合

キ　過去２カ年度にわたって一者応募・応札となっている調達のうち、契約履行に必要な製造図書（製造図面、組立図及び作業標準並びに検査要領等の企業所有資料）や知的財産権等を利用する権限を有する者又は設備等を有する者が業態調査の結果、一者に限られると類推されるもの

添付書類：対象契約一覧表

対象契約一覧表

掲載番号	該当する契約	随意契約による理由	一覧表への掲載日	新規参入の申し込みに必要となる要件	提出先（問合わせ先）
1	ロケットモータ，1形の製造に係る契約	ア	27.10.1	ロケットモータ，1形の製造に必要となる航空機製造事業法（昭和27年法律第237号）第2条の2に規定する経済産業大臣の許可を受けていること又は受ける見込みがあることが証明できること。	・提出先 防衛装備庁 弾火薬室 調達第3班 ・問合わせ先 03（3268）3111 内線：35665
2	ロケットモータ，3形の製造に係る契約	ア	27.10.1	ロケットモータ，3形の製造に必要となる航空機製造事業法（昭和27年法律第237号）第2条の2に規定する経済産業大臣の許可を受けていること又は受ける見込みがあることが証明できること。	
3	えい航標的用ロケットモータの製造に係る契約	ア	27.10.1	えい航標的用ロケットモータの製造に必要となる航空機製造事業法（昭和27年法律第237号）第2条の2に規定する経済産業大臣の許可を受けていること又は受ける見込みがあることが証明できること。	
4	20mm機関砲用普通弾の製造に係る契約	ア	27.10.1	20mm機関砲用普通弾の製造に必要となる武器等製造法（昭和28年法律第145号）第3条に規定する経済産業大臣の許可を受けていること又は受ける見込みがあることが証明できること。	
5	20mm機関砲用りゅう弾薬包（バルカン）の製造に係る契約	ア	27.10.1	20mm機関砲用りゅう弾薬包（バルカン）の製造に必要となる武器等製造法（昭和28年法律第145号）第3条に規定する経済産業大臣の許可を受けていること又は受ける見込みがあることが証明できること。	
6	20mm機関砲用演習弾薬包（バルカン）の製造に係る契約	ア	27.10.1	20mm機関砲用演習弾薬包（バルカン）の製造に必要となる武器等製造法（昭和28年法律第145号）第3条に規定する経済産業大臣の許可を受けていること又は受ける見込みがあることが証明できること。	
7	20mm曳光信号弾の製造に係る契約	ア	27.10.1	20mm曳光信号弾の製造に必要となる武器等製造法（昭和28年法律第145号）第3条に規定する経済産業大臣の許可を受けていること又は受ける見込みがあることが証明できること。	
8	20mm曳光弾の製造に係る契約	ア	27.10.1	20mm曳光弾の製造に必要となる武器等製造法（昭和28年法律第145号）第3条に規定する経済産業大臣の許可を受けていること又は受ける見込みがあることが証明できること。	
9	20mm機関砲用えい光演習弾薬包（バルカン）の製造に係る契約	ア	27.10.1	20mm機関砲用えい光演習弾薬包（バルカン）の製造に必要となる武器等製造法（昭和28年法律第145号）第3条に規定する経済産業大臣の許可を受けていること又は受ける見込みがあることが証明できること。	

対象契約一覧表

掲載番号	該当する契約	随意契約による理由	一覧表への掲載日	新規参入の申し込みに必要となる要件	提出先(問合わせ先)
10	20mm機関砲用基準弾薬の製造に係る契約	ア	27.10.1	20mm機関砲用基準弾薬の製造に必要となる武器等製造法(昭和28年法律第145号)第3条に規定する経済産業大臣の許可を受けていること又は受ける見込みがあることが証明できること。	・提出先 防衛装備庁 弾火薬室 調達第3班 ・問合わせ先 03(3268)3111 内線:35665
11	20mm空包の製造に係る契約	ア	27.10.1	20mm空包の製造に必要となる武器等製造法(昭和28年法律第145号)第3条に規定する経済産業大臣の許可を受けていること又は受ける見込みがあることが証明できること。	
12	86式20mm機関砲用徹甲弾薬包の製造に係る契約	ア	27.10.1	86式20mm機関砲用徹甲弾薬包の製造に必要となる武器等製造法(昭和28年法律第145号)第3条に規定する経済産業大臣の許可を受けていること又は受ける見込みがあることが証明できること。	
13	90式時限信管の製造に係る契約	ア	27.10.1	90式時限信管の製造に必要となる武器等製造法(昭和28年法律第145号)第3条に規定する経済産業大臣の許可を受けていること又は受ける見込みがあることが証明できること。	
14	90式信管の製造に係る契約	ア	27.10.1	90式信管の製造に必要となる武器等製造法(昭和28年法律第145号)第3条に規定する経済産業大臣の許可を受けていること又は受ける見込みがあることが証明できること。	
15	92式信管の製造に係る契約	ア	27.10.1	92式信管の製造に必要となる武器等製造法(昭和28年法律第145号)第3条に規定する経済産業大臣の許可を受けていること又は受ける見込みがあることが証明できること。	
16	98式信管の製造に係る契約	ア	27.10.1	98式信管の製造に必要となる武器等製造法(昭和28年法律第145号)第3条に規定する経済産業大臣の許可を受けていること又は受ける見込みがあることが証明できること。	
17	05式信管の製造に係る契約	ア	27.10.1	05式信管の製造に必要となる武器等製造法(昭和28年法律第145号)第3条に規定する経済産業大臣の許可を受けていること又は受ける見込みがあることが証明できること。	
18	潜水艦用信号弾(煙)改1の製造に係る契約	ア	27.10.1	潜水艦用信号弾(煙)改1の製造に必要となる武器等製造法(昭和28年法律第145号)第3条に規定する経済産業大臣の許可を受けていること又は受ける見込みがあることが証明できること。	

対象契約一覧表

掲載番号	該当する契約	随意契約による理由	一覧表への掲載日	新規参入の申し込みに必要となる要件	提出先(問合わせ先)
19	潜水艦用信号弾(光)の製造に係る契約	ア	27.10.1	潜水艦用信号弾(光)の製造に必要となる武器等製造法(昭和28年法律第145号)第3条に規定する経済産業大臣の許可を受けていること又は受ける見込みがあることが証明できること。	・提出先 防衛装備庁 弾火薬室 調達第3班 ・問合わせ先 03(3268)3111 内線:35665
20	潜水艦用信号弾(光煙)改1の製造に係る契約	ア	27.10.1	潜水艦用信号弾(光煙)改1の製造に必要となる武器等製造法(昭和28年法律第145号)第3条に規定する経済産業大臣の許可を受けていること又は受ける見込みがあることが証明できること。	
21	25mmえい光焼いりゅう弾、弾頭自爆信管付の製造に係る契約	イ	27.10.1	25mmえい光焼いりゅう弾、弾頭自爆信管付の製造に必要となるライセンス実施権をスイス連邦共和国RWM Schweiz社から認められていること又は認められる見込みがあることが証明できること。	
22	25mm演習弾の製造に係る契約	イ	27.10.1	25mm演習弾の製造に必要となるライセンス実施権をスイス連邦共和国RWM Schweiz社から認められていること又は認められる見込みがあることが証明できること。	
23	35mmG、演習弾の製造に係る契約	イ	27.10.1	35mmG、演習弾の製造に必要となるライセンス実施権をスイス連邦共和国RWM Schweiz社から認められていること又は認められる見込みがあることが証明できること。	
24	削　　除				
25	発煙黄りん手りゅう弾の製造に係る契約	ア	27.10.1	発煙黄りん手りゅう弾の製造に必要となる武器等製造法(昭和28年法律第145号)第3条に規定する経済産業大臣の許可を受けていること又は受ける見込みがあることが証明できること。	
26	小型指向性散弾の製造に係る契約	ア	27.10.1	小型指向性散弾の製造に必要となる武器等製造法(昭和28年法律第145号)第3条に規定する経済産業大臣の許可を受けていること又は受ける見込みがあることが証明できること。	
27	94式水際地雷1型の製造に係る契約	ア	27.10.1	94式水際地雷1型の製造に必要となる武器等製造法(昭和28年法律第145号)第3条に規定する経済産業大臣の許可を受けていること又は受ける見込みがあることが証明できること。	

対象契約一覧表

掲載番号	該当する契約	随意契約による理由	一覧表への掲載日	新規参入の申し込みに必要となる要件	提出先（問合わせ先）
28	信号発煙照明筒エヤクラフトフロートライト2形の製造に係る契約	ア	27.10.1	信号発煙照明筒エヤクラフトフロートライト2形の製造に必要となる武器等製造法（昭和28年法律第145号）第3条に規定する経済産業大臣の許可を受けていること又は受ける見込みがあることが証明できること。	・提出先 防衛装備庁 弾火薬室 調達第3班 ・問合わせ先 03（3268）3111 内線：35665
29	信号発煙筒エヤクラフトフロートシグナル改の製造に係る契約	ア	27.10.1	信号発煙筒エヤクラフトフロートシグナル改の製造に必要となる武器等製造法（昭和28年法律第145号）第3条に規定する経済産業大臣の許可を受けていること又は受ける見込みがあることが証明できること。	
30	信号筒（海上救難投下用）の製造に係る契約	ア	27.10.1	信号筒（海上救難投下用）の製造に必要となる武器等製造法（昭和28年法律第145号）第3条に規定する経済産業大臣の許可を受けていること又は受ける見込みがあることが証明できること。	
31	信号発煙照明筒，マリンマーカの製造に係る契約	ア	27.10.1	信号発煙照明筒，マリンマーカの製造に必要となる武器等製造法（昭和28年法律第145号）第3条に規定する経済産業大臣の許可を受けていること又は受ける見込みがあることが証明できること。	
32	25ポンド訓練爆弾の製造に係る契約	ア	27.10.1	25ポンド訓練爆弾の製造に必要となる武器等製造法（昭和28年法律第145号）第3条に規定する経済産業大臣の許可を受けていること又は受ける見込みがあることが証明できること。	
33	500ポンド訓練爆弾の製造に係る契約	ア	27.10.1	500ポンド訓練爆弾の製造に必要となる武器等製造法（昭和28年法律第145号）第3条に規定する経済産業大臣の許可を受けていること又は受ける見込みがあることが証明できること。	
34	削　　除				
35	演習対人障害システム用小型指向性散弾の製造に係る契約	ア	27.10.1	演習対人障害システム用小型指向性散弾の製造に必要となる武器等製造法（昭和28年法律第145号）第3条に規定する経済産業大臣の許可を受けていること又は受ける見込みがあることが証明できること。	
36	演習小型指向性散弾の製造に係る契約	ア	27.10.1	演習小型指向性散弾の製造に必要となる武器等製造法（昭和28年法律第145号）第3条に規定する経済産業大臣の許可を受けていること又は受ける見込みがあることが証明できること。	

対象契約一覧表

掲載番号	該当する契約	随意契約による理由	一覧表への掲載日	新規参入の申し込みに必要となる要件	提出先（問合わせ先）
37	20mm曳光自爆りゅう弾の製造に係る契約	ア	27.10.1	20mm曳光自爆りゅう弾の製造に必要となる武器等製造法（昭和28年法律第145号）第3条に規定する経済産業大臣の許可を受けていること又は受ける見込みがあることが証明できること。	・提出先 防衛装備庁 弾火薬室 調達第3班 ・問合わせ先 03（3268）3111 内線：35665
38	20mm焼いりゅう弾の製造に係る契約	ア	27.10.1	20mm焼いりゅう弾の製造に必要となる武器等製造法（昭和28年法律第145号）第3条に規定する経済産業大臣の許可を受けていること又は受ける見込みがあることが証明できること。	
39	削　　除				
40	06式小銃てき弾の製造に係る契約	ア	28.1.18	06式小銃てき弾の製造に必要となる武器等製造法（昭和28年法律第145号）第3条に規定する経済産業大臣の許可を受けていること又は受ける見込みがあることが証明できること。	
41	90式信管（改）の製造に係る契約	ア	28.2.4	90式信管（改）の製造に必要となる武器等製造法（昭和28年法律第145号）第3条に規定する経済産業大臣の許可を受けていること又は受ける見込みがあることが証明できること。	
42	20mm機関砲用MP弾の製造に係る契約	イ	29.2.16	20mm機関砲用MP弾の製造に必要となるライセンス実施権をノルウェー王国Nammo Raufoss社から認められていること又は認められる見込みがあることが証明できること。	
43	94式演習水際地雷1型（水上投下用）の製造に係る契約	ア	29.11.15	94式演習水際地雷1型（水上投下用）の製造に必要となる武器等製造法（昭和28年法律第145号）第3条に規定する経済産業大臣の許可を受けていること又は受ける見込みがあることが証明できること。	
44	20mm普通弾の製造に係る契約	ア	30.1.15	20mm普通弾の製造に必要となる武器等製造法（昭和28年法律第145号）第3条に規定する経済産業大臣の許可を受けていること又は受ける見込みがあることが証明できること。	
45	20mm実弾の製造に係る契約	ア	30.1.15	20mm実弾の製造に必要となる武器等製造法（昭和28年法律第145号）第3条に規定する経済産業大臣の許可を受けていること又は受ける見込みがあることが証明できること。	

対象契約一覧表

掲載番号	該当する契約	随意契約による理由	一覧表への掲載日	新規参入の申し込みに必要となる要件	提出先（問合わせ先）
46	水中発音弾の製造に係る契約	ア	30.6.1	水中発音弾の製造に必要となる武器等製造法（昭和28年法律第145号）第3条に規定する経済産業大臣の許可を受けていること又は受ける見込みがあることが証明できること。	・提出先 防衛装備庁 弾火薬室 調達第3班 ・問合わせ先 03（3268）3111 内線：35665
47	92式信管のフォローアップに係る契約	ア	30.7.25	92式信管のフォローアップに係る契約の製造に必要となる武器等製造法（昭和28年法律第145号）第3条に規定する経済産業大臣の許可を受けていること又は受ける見込みがあることが証明できること。	
48	無線起爆装置の製造に係る契約	ア	1.6.3	無線起爆装置の製造に必要となる武器等製造法（昭和28年法律第145号）第3条に規定する経済産業大臣の許可を受けていること又は受ける見込みがあることが証明できること。	
49	98式信管（改）の製造に係る契約	ア	2.1.14	98式信管（改）の製造に必要となる武器等製造法（昭和28年法律第145号）第3条に規定する経済産業大臣の許可を受けていること又は受ける見込みがあることが証明できること。	
50	20mmJM55A2普通弾の製造に係る契約	ア	2.1.14	20mmJM55A2普通弾の製造に必要となる武器等製造法（昭和28年法律第145号）第3条に規定する経済産業大臣の許可を受けていること又は受ける見込みがあることが証明できること。	
51	水際障害処理装置（地雷原処理装置）処理索の製造に係る契約	カ	2.6.15	水際障害処理装置（地雷原処理装置）の研究試作契約に付随して実施が必要となる試作品の機能・性能確認に係る部品の製造に必要となる技術又は設備等を有する事を証明できること。	
52	89式5．56mm普通弾（C）、リンクの製造に係る契約	イ	2.12.8	89式5．56mm普通弾（C）、リンクの製造に必要となるライセンス実施権をベルギー国エフ・エヌ・エルスタール社から認められていること又は認められる見込みがあることが証明できること。	
53	5．56mmM27リンクの製造に係る契約	イ	2.12.8	5．56mmM27リンクの製造に必要となるライセンス実施権をベルギー国エフ・エヌ・エルスタール社から認められていること又は認められる見込みがあることが証明できること。	
54	信管B型の製造に係る契約	ア、カ	3.7.8	信管B型の製造に必要となる武器等製造法（昭和28年法律第145号）第3条に規定する経済産業大臣の許可を受けていること又は受ける見込みがあることが証明できること及び92式信管のフォローアップの試作契約での成果を継承し、当該調達に必要となる技術及び設備等を有する事を証明できること。	

対象契約一覧表

掲載番号	該当する契約	随意契約による理由	一覧表への掲載日	新規参入の申し込みに必要となる要件	提出先（問合わせ先）
55	信管（92式信管のフォローアップ）（試験用）の製造に係る契約	ア	3.11.11	信管（92式信管のフォローアップ）（試験用）の製造に必要となる武器等製造法（昭和28年法律第145号）第3条に規定する経済産業大臣の許可を受けていること又は受ける見込みがあることが証明できること。	・提出先 防衛装備庁 弾火薬室 調達第3班 ・問合わせ先 03（3268）3111 内線：35665
56	無線式発火器(改)の製造に係る契約	ア	4.1.13	無線式発火器(改)の製造に必要となる武器等製造法（昭和28年法律第145号）第3条に規定する経済産業大臣の許可を受けていること又は受ける見込みがあることが証明できること。	
57	信号発煙筒，海上投下用，2型の製造に係る契約	キ	4.7.15	信号発煙筒，海上投下用，2型の製造に必要となる武器等製造法（昭和28年法律第145号）第3条に規定する経済産業大臣の許可を受けていること又は受ける見込みがあることが証明できること及び契約履行に必要となる信号発煙筒，海上投下用，2形の製造図書（製造図面、組立図及び作業標準並びに検査要領等の企業所有資料）を利用できることが証明できること。	
58	89式5．56mm普通弾（C）の製造に係る契約	キ	4.9.12	89式5．56mm普通弾（C）の製造に必要となる武器等製造法（昭和28年法律第145号）第3条に規定する経済産業大臣の許可を受けていること又は受ける見込みがあることが証明できること及び契約履行に必要となる89式5．56mm普通弾（C）の製造図書（製造図面、組立図及び作業標準並びに検査要領等の企業所有資料）を利用できることが証明できること。	
59	2　1／4号Comp・C－4爆破薬の製造に係る契約	キ	5.7.4	2　1／4号Comp・C－4爆破薬の製造に必要となる火薬類取締法（昭和25年法律第149号）に規定する経済産業大臣の許可を受けていること又は受ける見込みがあること及び契約履行に必要となる2　1／4号Comp・C－4爆破薬の製造図書（製造図面、組立図及び作業標準並びに検査要領等の企業所有資料）を利用できることが証明できること。	
60	68式エヤクラフトフロートライト1型の製造に係る契約	ア、キ	5.7.4	68式エヤクラフトフロートライト1型の製造に必要となる武器等製造法（昭和28年法律第145号）第3条に規定する経済産業大臣の許可を受けていること又は受ける見込みがあること及び契約履行に必要となる68式エヤクラフトフロートライト1型の製造図書（製造図面、組立図及び作業標準並びに検査要領等の企業所有資料）を利用できることが証明できること。	

対象契約一覧表

掲載番号	該当する契約	随意契約による理由	一覧表への掲載日	新規参入の申し込みに必要となる要件	提出先（問合わせ先）
61	照明筒，ちょう光，2型の製造に係る契約	ア、キ	5.7.4	照明筒，ちょう光，2型の製造に必要となる武器等製造法（昭和28年法律第145号）第3条に規定する経済産業大臣の許可を受けていること又は受ける見込みがあること及び契約履行に必要となる照明筒，ちょう光，2型の製造図書（製造図面、組立図及び作業標準並びに検査要領等の企業所有資料）を利用できることが証明できること。	・提出先 防衛装備庁 弾火薬室 調達第3班 ・問合わせ先 03（3268）3111 内線：35665
62	えい航標的用可視光フレアの製造に係る契約	キ	5.7.4	えい航標的用可視光フレアの製造に必要となる火薬類取締法（昭和25年法律第149号）に規定する経済産業大臣の許可を受けていること又は受ける見込みがあること及び契約履行に必要となるえい航標的用可視光フレアの製造図書（製造図面、組立図及び作業標準並びに検査要領等の企業所有資料）を利用できることが証明できること。	
63	信号弾，40mmの製造に係る契約	キ	5.7.4	信号弾，40mmの製造に必要となる火薬類取締法（昭和25年法律第149号）に規定する経済産業大臣の許可を受けていること又は受ける見込みがあること及び契約履行に必要となる信号弾，40mmの製造図書（製造図面、組立図及び作業標準並びに検査要領等の企業所有資料）を利用できることが証明できること。	
64	5．56mmJ1空包の製造に係る契約	ア、キ	5.7.4	5．56mmJ1空包の製造に必要となる武器等製造法（昭和28年法律第145号）第3条に規定する経済産業大臣の許可を受けていること又は受ける見込みがあること及び契約履行に必要となる5．56mmJ1空包の製造図書（製造図面、組立図及び作業標準並びに検査要領等の企業所有資料）を利用できることが証明できること。	
65	5．56mmJ1空包、リンクの製造に係る契約	ア、キ	5.7.4	5．56mmJ1空包、リンクの製造に必要となる武器等製造法（昭和28年法律第145号）第3条に規定する経済産業大臣の許可を受けていること又は受ける見込みがあること及び契約履行に必要となる5．56mmJ1空包、リンクの製造図書（製造図面、組立図及び作業標準並びに検査要領等の企業所有資料）を利用できることが証明できること。	

対象契約一覧表

掲載番号	該当する契約	随意契約による理由	一覧表への掲載日	新規参入の申し込みに必要となる要件	提出先(問合わせ先)
66	M2耐水性導火線点火具の製造に係る契約	キ	5.7.4	M2耐水性導火線点火具の製造に必要となる火薬類取締法(昭和25年法律第149号)に規定する経済産業大臣の許可を受けていること又は受ける見込みがあること及び契約履行に必要となるM2耐水性導火線点火具の製造図書(製造図面、組立図及び作業標準並びに検査要領等の企業所有資料)を利用できることが証明できること。	・提出先 防衛装備庁 弾火薬室 調達第3班 ・問合わせ先 03(3268)3111 内線:35665
67	信号筒，救難用の製造に係る契約	キ	5.7.6	信号筒，救難用の製造に必要となる火薬類取締法(昭和25年法律第149号)に規定する経済産業大臣の許可を受けていること又は受ける見込みがあること及び契約履行に必要となる信号筒，救難用の製造図書(製造図面、組立図及び作業標準並びに検査要領等の企業所有資料)を利用できることが証明できること。	
68	信号照明弾，救難用，17mmの製造に係る契約	キ	5.7.6	信号照明弾，救難用，17mmの製造に必要となる火薬類取締法(昭和25年法律第149号)に規定する経済産業大臣の許可を受けていること又は受ける見込みがあること及び契約履行に必要となる信号照明弾，救難用，17mmの製造図書(製造図面、組立図及び作業標準並びに検査要領等の企業所有資料)を利用できることが証明できること。	
69	信号発煙筒，対空用の製造に係る契約	キ	5.7.6	信号発煙筒，対空用の製造に必要となる火薬類取締法(昭和25年法律第149号)に規定する経済産業大臣の許可を受けていること又は受ける見込みがあること及び契約履行に必要となる信号発煙筒，対空用の製造図書(製造図面、組立図及び作業標準並びに検査要領等の企業所有資料)を利用できることが証明できること。	
70	信号発煙筒，ちょう煙の製造に係る契約	キ	5.7.6	信号発煙筒，ちょう煙の製造に必要となる火薬類取締法(昭和25年法律第149号)に規定する経済産業大臣の許可を受けていること又は受ける見込みがあること及び契約履行に必要となる信号発煙筒，ちょう煙の製造図書(製造図面、組立図及び作業標準並びに検査要領等の企業所有資料)を利用できることが証明できること。	

対象契約一覧表

掲載番号	該当する契約	随意契約による理由	一覧表への掲載日	新規参入の申し込みに必要となる要件	提出先（問合わせ先）
71	信号照明筒，地上用ちょう光の製造に係る契約	キ	5.7.6	信号照明筒，地上用ちょう光の製造に必要となる火薬類取締法（昭和25年法律第149号）に規定する経済産業大臣の許可を受けていること又は受ける見込みがあること及び契約履行に必要となる信号照明筒，地上用ちょう光の製造図書（製造図面、組立図及び作業標準並びに検査要領等の企業所有資料）を利用できることが証明できること。	・提出先 防衛装備庁 弾火薬室 調達第3班 ・問合わせ先 03（3268）3111 内線：35665
72	信号セット救難用改の製造に係る契約	キ	5.7.6	信号セット救難用改の製造に必要となる火薬類取締法（昭和25年法律第149号）に規定する経済産業大臣の許可を受けていること又は受ける見込みがあること及び契約履行に必要となる信号セット救難用改の製造図書（製造図面、組立図及び作業標準並びに検査要領等の企業所有資料）を利用できることが証明できること。	
73	照明筒，1形の製造に係る契約	キ	5.7.6	照明筒，1形の製造に必要となる火薬類取締法（昭和25年法律第149号）に規定する経済産業大臣の許可を受けていること又は受ける見込みがあること及び契約履行に必要となる照明筒，1形の製造図書（製造図面、組立図及び作業標準並びに検査要領等の企業所有資料）を利用できることが証明できること。	
74	エジェクターラック・カートリッジ（国産）の製造に係る契約	キ	5.7.6	エジェクターラック・カートリッジ（国産）の製造に必要となる火薬類取締法（昭和25年法律第149号）に規定する経済産業大臣の許可を受けていること又は受ける見込みがあること及び契約履行に必要となるエジェクターラック・カートリッジ（国産）の製造図書（製造図面、組立図及び作業標準並びに検査要領等の企業所有資料）を利用できることが証明できること。	
75	インパルス・カートリッジ（JARD446－1）の製造に係る契約	キ	5.7.6	インパルス・カートリッジ（JARD446－1）の製造に必要となる火薬類取締法（昭和25年法律第149号）に規定する経済産業大臣の許可を受けていること又は受ける見込みがあること及び契約履行に必要となるインパルス・カートリッジ（JARD446－1）の製造図書（製造図面、組立図及び作業標準並びに検査要領等の企業所有資料）を利用できることが証明できること。	

対象契約一覧表

掲載番号	該当する契約	随意契約による理由	一覧表への掲載日	新規参入の申し込みに必要となる要件	提出先(問合わせ先)
76	インパルス・カートリッジ(JARD863－1)の製造に係る契約	キ	5.7.6	インパルス・カートリッジ(JARD863－1)の製造に必要となる火薬類取締法(昭和25年法律第149号)に規定する経済産業大臣の許可を受けていること又は受ける見込みがあること及び契約履行に必要となるインパルス・カートリッジ(JARD863－1)の製造図書(製造図面、組立図及び作業標準並びに検査要領等の企業所有資料)を利用できることが証明できること。	・提出先 防衛装備庁 弾火薬室 調達第3班 ・問合わせ先 03(3268)3111 内線:35665
77	5．56mmJ3高威力弾の製造に係る契約	ア、キ	5.7.6	5．56mmJ3高威力弾の製造に必要となる武器等製造法(昭和28年法律第145号)第3条及び火薬類取締法(昭和25年法律第149号)に規定する経済産業大臣の許可を受けていること又は受ける見込みがあること及び契約履行に必要となる5．56mmJ3高威力弾の製造図書(製造図面、組立図及び作業標準並びに検査要領等の企業所有資料)を利用できることが証明できること。	
78	水雷用電気雷管3型の製造に係る契約	キ	5.7.6	水雷用電気雷管3型の製造に必要となる火薬類取締法(昭和25年法律第149号)に規定する経済産業大臣の許可を受けていること又は受ける見込みがあること及び契約履行に必要となる水雷用電気雷管3型の製造図書(製造図面、組立図及び作業標準並びに検査要領等の企業所有資料)を利用できることが証明できること。	
79	15式機雷の製造に係る契約	ア、キ	5.8.8	15式機雷の製造に必要となる武器等製造法(昭和28年法律第145号)第3条に規定する経済産業大臣の許可を受けていること又は受ける見込みがあることが証明できること及び15式機雷の契約履行に必要となるの製造図書(製造図面、組立図及び作業標準並びに検査要領等の企業所有資料)を利用できることが証明できること。	
80	遠隔発火装置の製造に係る契約	キ	5.8.8	遠隔発火装置の製造に必要となる火薬類取締法(昭和25年法律第149号)に規定する経済産業大臣の許可を受けていること又は受ける見込みがあること及び契約履行に必要となる遠隔発火装置の製造図書(製造図面、組立図及び作業標準並びに検査要領等の企業所有資料)を利用できることが証明できること。	

対象契約一覧表

掲載番号	該当する契約	随意契約による理由	一覧表への掲載日	新規参入の申し込みに必要となる要件	提出先(問合わせ先)
81	掃海訓練用機雷の製造に係る契約	ア、キ	5.8.8	掃海訓練用機雷の製造に必要となる武器等製造法(昭和28年法律第145号)第3条に規定する経済産業大臣の許可を受けていること又は受ける見込みがあることが証明できること及び掃海訓練用機雷の契約履行に必要となるの製造図書(製造図面、組立図及び作業標準並びに検査要領等の企業所有資料)を利用できることが証明できること。	・提出先 防衛装備庁 弾火薬室 調達第3班 ・問合わせ先 03(3268)3111 内線:35665
82	水中処分用時限発火装置の製造に係る契約	ア、キ	5.8.8	水中処分用時限発火装置の製造に必要となる武器等製造法(昭和28年法律第145号)第3条に規定する経済産業大臣の許可を受けていること又は受ける見込みがあることが証明できること及び水中処分用時限発火装置の契約履行に必要となるの製造図書(製造図面、組立図及び作業標準並びに検査要領等の企業所有資料)を利用できることが証明できること。	
83	12．7mm不発弾処理用薬筒の製造に係る契約	キ	5.8.8	12．7mm不発弾処理用薬筒の製造に必要となる火薬類取締法(昭和25年法律第149号)に規定する経済産業大臣の許可を受けていること又は受ける見込みがあること及び契約履行に必要となる12．7mm不発弾処理用薬筒の製造図書(製造図面、組立図及び作業標準並びに検査要領等の企業所有資料)を利用できることが証明できること。	
84	キル用薬筒(C)の製造に係る契約	キ	5.8.8	キル用薬筒(C)の製造に必要となる火薬類取締法(昭和25年法律第149号)に規定する経済産業大臣の許可を受けていること又は受ける見込みがあること及び契約履行に必要となるキル用薬筒(C)の製造図書(製造図面、組立図及び作業標準並びに検査要領等の企業所有資料)を利用できることが証明できること。	
85	21．5mmけん銃信号弾の製造に係る契約	キ	5.8.8	21．5mmけん銃信号弾の製造に必要となる火薬類取締法(昭和25年法律第149号)に規定する経済産業大臣の許可を受けていること又は受ける見込みがあること及び契約履行に必要となる21．5mmけん銃信号弾の製造図書(製造図面、組立図及び作業標準並びに検査要領等の企業所有資料)を利用できることが証明できること。	

対象契約一覧表

掲載番号	該当する契約	随意契約による理由	一覧表への掲載日	新規参入の申し込みに必要となる要件	提出先（問合わせ先）
86	照明筒，発射式の製造に係る契約	キ	5.8.8	照明筒，発射式の製造に必要となる火薬類取締法（昭和25年法律第149号）に規定する経済産業大臣の許可を受けていること又は受ける見込みがあること及び契約履行に必要となる照明筒，発射式の製造図書（製造図面、組立図及び作業標準並びに検査要領等の企業所有資料）を利用できることが証明できること。	・提出先 防衛装備庁 弾火薬室 調達第3班 ・問合わせ先 03（3268）3111 内線：35665
87	信号発煙筒，信管付の製造に係る契約	ア、キ	5.8.8	信号発煙筒，信管付の製造に必要となる武器等製造法（昭和28年法律第145号）第3条に規定する経済産業大臣の許可を受けていること又は受ける見込みがあることが証明できること及び信号発煙筒，信管付の契約履行に必要となるの製造図書（製造図面、組立図及び作業標準並びに検査要領等の企業所有資料）を利用できることが証明できること。	
88	焼い筒，信管付の製造に係る契約	ア、キ	5.8.8	焼い筒，信管付の製造に必要となる武器等製造法（昭和28年法律第145号）第3条に規定する経済産業大臣の許可を受けていること又は受ける見込みがあることが証明できること及び焼い筒，信管付の契約履行に必要となるの製造図書（製造図面、組立図及び作業標準並びに検査要領等の企業所有資料）を利用できることが証明できること。	
89	発煙筒，信管付の製造に係る契約	ア、キ	5.8.8	発煙筒，信管付の製造に必要となる武器等製造法（昭和28年法律第145号）第3条に規定する経済産業大臣の許可を受けていること又は受ける見込みがあることが証明できること及び発煙筒，信管付の契約履行に必要となるの製造図書（製造図面、組立図及び作業標準並びに検査要領等の企業所有資料）を利用できることが証明できること。	
90	54口径5インチ砲用教練弾1型の製造に係る契約	ア、キ	5.8.8	54口径5インチ砲用教練弾1型の製造に必要となる武器等製造法（昭和28年法律第145号）第3条に規定する経済産業大臣の許可を受けていること又は受ける見込みがあることが証明できること及び契約履行に必要となる54口径5インチ砲用教練弾1型の製造図書（製造図面、組立図及び作業標準並びに検査要領等の企業所有資料）を利用できることが証明できること。	

対象契約一覧表

掲載番号	該当する契約	随意契約による理由	一覧表への掲載日	新規参入の申し込みに必要となる要件	提出先（問合わせ先）
91	54口径5インチ砲用教練弾3型の製造に係る契約	ア、キ	5.8.8	54口径5インチ砲用教練弾3型の製造に必要となる武器等製造法（昭和28年法律第145号）第3条に規定する経済産業大臣の許可を受けていること又は受ける見込みがあることが証明できること及び契約履行に必要となる54口径5インチ砲用教練弾3型の製造図書（製造図面、組立図及び作業標準並びに検査要領等の企業所有資料）を利用できることが証明できること。	・提出先 防衛装備庁 弾火薬室 調達第3班 ・問合わせ先 03（3268）3111 内線：35665
92	擬砲煙筒（赤）の製造に係る契約	キ	5.8.8	擬砲煙筒（赤）の製造に必要となる火薬類取締法（昭和25年法律第149号）に規定する経済産業大臣の許可を受けていること又は受ける見込みがあること及び契約履行に必要となる擬砲煙筒（赤）の製造図書（製造図面、組立図及び作業標準並びに検査要領等の企業所有資料）を利用できることが証明できること。	
93	擬砲煙筒（白、黄）の製造に係る契約	キ	5.8.8	擬砲煙筒（白、黄）の製造に必要となる火薬類取締法（昭和25年法律第149号）に規定する経済産業大臣の許可を受けていること又は受ける見込みがあること及び契約履行に必要となる擬砲煙筒（白、黄）の製造図書（製造図面、組立図及び作業標準並びに検査要領等の企業所有資料）を利用できることが証明できること。	
94	5．56mmJ2曳光弾の製造に係る契約	ア、キ	5.8.25	5．56mmJ2曳光弾の製造に必要となる武器等製造法（昭和28年法律第145号）第3条に規定する経済産業大臣の許可を受けていること又は受ける見込みがあることが証明できること及び契約履行に必要となる5．56mmJ2曳光弾の製造図書（製造図面、組立図及び作業標準並びに検査要領等の企業所有資料）を利用できることが証明できること。	
95	7．62mmJ1普通弾の製造に係る契約	ア、キ	5.8.25	7．62mmJ1普通弾の製造に必要となる武器等製造法（昭和28年法律第145号）第3条に規定する経済産業大臣の許可を受けていること又は受ける見込みがあることが証明できること及び契約履行に必要となる7．62mmJ1普通弾の製造図書（製造図面、組立図及び作業標準並びに検査要領等の企業所有資料）を利用できることが証明できること。	

対象契約一覧表

掲載番号	該当する契約	随意契約による理由	一覧表への掲載日	新規参入の申し込みに必要となる要件	提出先（問合わせ先）
96	7．62mmJ1普通弾、リンクの製造に係る契約	ア、キ	5.8.25	7．62mmJ1普通弾、リンクの製造に必要となる武器等製造法（昭和28年法律第145号）第3条に規定する経済産業大臣の許可を受けていること又は受ける見込みがあることが証明できること及び契約履行に必要となる7．62mmJ1普通弾、リンクの製造図書（製造図面、組立図及び作業標準並びに検査要領等の企業所有資料）を利用できることが証明できること。	・提出先 防衛装備庁 弾火薬室 調達第3班 ・問合わせ先 03（3268）3111 内線：35665
97	9mmJ1普通弾の製造に係る契約	ア、キ	5.8.25	9mmJ1普通弾の製造に必要となる武器等製造法（昭和28年法律第145号）第3条に規定する経済産業大臣の許可を受けていること又は受ける見込みがあることが証明できること及び契約履行に必要となる9mmJ1普通弾の製造図書（製造図面、組立図及び作業標準並びに検査要領等の企業所有資料）を利用できることが証明できること。	
98	12．7mmJ1徹甲弾、リンクの製造に係る契約	ア、キ	5.8.25	12．7mmJ1徹甲弾、リンクの製造に必要となる武器等製造法（昭和28年法律第145号）第3条に規定する経済産業大臣の許可を受けていること又は受ける見込みがあることが証明できること及び契約履行に必要となる12．7mmJ1徹甲弾、リンクの製造図書（製造図面、組立図及び作業標準並びに検査要領等の企業所有資料）を利用できることが証明できること。	
99	12．7mmJ1曳光弾、リンクの製造に係る契約	ア、キ	5.8.25	12．7mmJ1曳光弾、リンクの製造に必要となる武器等製造法（昭和28年法律第145号）第3条に規定する経済産業大臣の許可を受けていること又は受ける見込みがあることが証明できること及び契約履行に必要となる12．7mmJ1曳光弾、リンクの製造図書（製造図面、組立図及び作業標準並びに検査要領等の企業所有資料）を利用できることが証明できること。	
100	処分用爆雷6形の製造に係る契約	ア、キ	5.8.25	処分用爆雷6形の製造に必要となる武器等製造法（昭和28年法律第145号）第3条に規定する経済産業大臣の許可を受けていること又は受ける見込みがあることが証明できること及び契約履行に必要となる処分用爆雷6形の製造図書（製造図面、組立図及び作業標準並びに検査要領等の企業所有資料）を利用できることが証明できること。	

対象契約一覧表

掲載番号	該当する契約	随意契約による理由	一覧表への掲載日	新規参入の申し込みに必要となる要件	提出先（問合わせ先）
101	処分用爆雷7形の製造に係る契約	ア、キ	5.8.25	処分用爆雷7形の製造に必要となる武器等製造法（昭和28年法律第145号）第3条に規定する経済産業大臣の許可を受けていること又は受ける見込みがあることが証明できること及び契約履行に必要となる処分用爆雷7形の製造図書（製造図面、組立図及び作業標準並びに検査要領等の企業所有資料）を利用できることが証明できること。	・提出先 防衛装備庁 弾火薬室 調達第3班 ・問合わせ先 03（3268）3111 内線：35665
102	処分具用係維索切断器4形の製造に係る契約	キ	5.8.25	処分具用係維索切断器4形の製造に必要となる火薬類取締法（昭和25年法律第149号）に規定する経済産業大臣の許可を受けていること又は受ける見込みがあること及び契約履行に必要となる処分具用係維索切断器4形の製造図書（製造図面、組立図及び作業標準並びに検査要領等の企業所有資料）を利用できることが証明できること。	
103	80式機雷用発火装置の製造に係る契約	ア、キ	5.8.25	80式機雷用発火装置の製造に必要となる武器等製造法（昭和28年法律第145号）第3条に規定する経済産業大臣の許可を受けていること又は受ける見込みがあることが証明できること及び契約履行に必要となる80式機雷用発火装置の製造図書（製造図面、組立図及び作業標準並びに検査要領等の企業所有資料）を利用できることが証明できること。	
104	MK55/52（N）機雷用発火装置の製造に係る契約	ア、キ	5.8.25	MK55/52（N）機雷用発火装置の製造に必要となる武器等製造法（昭和28年法律第145号）第3条に規定する経済産業大臣の許可を受けていること又は受ける見込みがあることが証明できること及び契約履行に必要となるMK55/52（N）機雷用発火装置の製造図書（製造図面、組立図及び作業標準並びに検査要領等の企業所有資料）を利用できることが証明できること。	
105	54口径5インチ砲用教練薬きょうの製造に係る契約	キ	5.9.1	54口径5インチ砲用教練薬きょうの契約履行に必要となる製造図書（製造図面、組立図及び作業標準並びに検査要領等の企業所有資料）を利用できることが証明できること。	

対象契約一覧表

掲載番号	該当する契約	随意契約による理由	一覧表への掲載日	新規参入の申し込みに必要となる要件	提出先（問合わせ先）
106	救命索投射機3形用投射薬包の製造に係る契約	キ	5.9.1	救命索投射機3形用投射薬包の製造に必要となる火薬類取締法（昭和25年法律第149号）に規定する経済産業大臣の許可を受けていること又は受ける見込みがあること及び契約履行に必要となる救命索投射機3形用投射薬包の製造図書（製造図面、組立図及び作業標準並びに検査要領等の企業所有資料）を利用できることが証明できること。	・提出先 防衛装備庁 弾火薬室 調達第3班 ・問合わせ先 03（3268）3111 内線：35665
107	72式型演習対戦車地雷（A）の製造に係る契約	キ	5.9.1	72式型演習対戦車地雷（A）の契約履行に必要となる製造図書（製造図面、組立図及び作業標準並びに検査要領等の企業所有資料）を利用できることが証明できること。	
108	92式型演習対戦車地雷の製造に係る契約	キ	5.9.1	92式型演習対戦車地雷の契約履行に必要となる製造図書（製造図面、組立図及び作業標準並びに検査要領等の企業所有資料）を利用できることが証明できること。	
109	発煙筒，1形の製造に係る契約	キ	5.9.1	発煙筒，1形の製造に必要となる火薬類取締法（昭和25年法律第149号）に規定する経済産業大臣の許可を受けていること又は受ける見込みがあること及び契約履行に必要となる発煙筒，1形の製造図書（製造図面、組立図及び作業標準並びに検査要領等の企業所有資料）を利用できることが証明できること。	
110	76式54口径5in砲対空弾の製造に係る契約	ア、キ	5.9.1	76式54口径5in砲対空弾の製造に必要となる武器等製造法（昭和28年法律第145号）第3条に規定する経済産業大臣の許可を受けていること又は受ける見込みがあることが証明できること及び契約履行に必要となる76式54口径5in砲対空弾の製造図書（製造図面、組立図及び作業標準並びに検査要領等の企業所有資料）を利用できることが証明できること。	

対象契約一覧表

掲載番号	該当する契約	随意契約による理由	一覧表への掲載日	新規参入の申し込みに必要となる要件	提出先（問合わせ先）
111	80式54口径5in砲演習弾の製造に係る契約	ア、キ	5.9.1	80式54口径5in砲演習弾の製造に必要となる武器等製造法（昭和28年法律第145号）第3条に規定する経済産業大臣の許可を受けていること又は受ける見込みがあることが証明できること及び契約履行に必要となる80式54口径5in砲演習弾の製造図書（製造図面、組立図及び作業標準並びに検査要領等の企業所有資料）を利用できることが証明できること。	・提出先 防衛装備庁 弾火薬室 調達第3班 ・問合わせ先 03（3268）3111 内線：35665
112	80式54口径5in砲演習弾（平頭）の製造に係る契約	ア、キ	5.9.1	80式54口径5in砲演習弾（平頭）の製造に必要となる武器等製造法（昭和28年法律第145号）第3条に規定する経済産業大臣の許可を受けていること又は受ける見込みがあることが証明できること及び契約履行に必要となる80式54口径5in砲演習弾（平頭）の製造図書（製造図面、組立図及び作業標準並びに検査要領等の企業所有資料）を利用できることが証明できること。	
113	81式62口径76mm砲演習弾薬包の製造に係る契約	ア、キ	5.9.1	81式62口径76mm砲演習弾薬包の製造に必要となる武器等製造法（昭和28年法律第145号）第3条に規定する経済産業大臣の許可を受けていること又は受ける見込みがあることが証明できること及び契約履行に必要となる81式62口径76mm砲演習弾薬包の製造図書（製造図面、組立図及び作業標準並びに検査要領等の企業所有資料）を利用できることが証明できること。	
114	5インチ砲用装薬包D326の製造に係る契約	ア、キ	5.9.1	5インチ砲用装薬包D326の製造に必要となる武器等製造法（昭和28年法律第145号）第3条に規定する経済産業大臣の許可を受けていること又は受ける見込みがあることが証明できること及び契約履行に必要となる5インチ砲用装薬包D326の製造図書（製造図面、組立図及び作業標準並びに検査要領等の企業所有資料）を利用できることが証明できること。	
115	7．62mmJ2曳光弾、リンクの製造に係る契約	ア、キ	5.9.26	7．62mmJ2曳光弾、リンクの製造に必要となる武器等製造法（昭和28年法律第145号）第3条に規定する経済産業大臣の許可を受けていること又は受ける見込みがあることが証明できること及び契約履行に必要となる7．62mmJ2曳光弾、リンクの製造図書（製造図面、組立図及び作業標準並びに検査要領等の企業所有資料）を利用できることが証明できること。	

対象契約一覧表

掲載番号	該当する契約	随意契約による理由	一覧表への掲載日	新規参入の申し込みに必要となる要件	提出先（問合わせ先）
116	12．7mmJ1普通弾、リンクの製造に係る契約	ア、キ	5.9.26	12．7mmJ1普通弾、リンクの製造に必要となる武器等製造法（昭和28年法律第145号）第3条に規定する経済産業大臣の許可を受けていること又は受ける見込みがあることが証明できること及び契約履行に必要となる12．7mmJ1普通弾、リンクの製造図書（製造図面、組立図及び作業標準並びに検査要領等の企業所有資料）を利用できることが証明できること。	・提出先 防衛装備庁 弾火薬室 調達第3班 ・問合わせ先 03（3268）3111 内線：35665
117	94式演習水際地雷2型（水上投下用）の製造に係る契約	ア、キ	5.9.26	94式演習水際地雷2型（水上投下用）の製造に必要となる武器等製造法（昭和28年法律第145号）第3条に規定する経済産業大臣の許可を受けていること又は受ける見込みがあることが証明できること及び契約履行に必要となる94式演習水際地雷2型（水上投下用）の製造図書（製造図面、組立図及び作業標準並びに検査要領等の企業所有資料）を利用できることが証明できること。	
118	携帯障害処理器材の製造に係る契約	ア、キ	5.9.26	携帯障害処理器材の製造に必要となる武器等製造法（昭和28年法律第145号）第3条に規定する経済産業大臣の許可を受けていること又は受ける見込みがあることが証明できること及び契約履行に必要となる携帯障害処理器材の製造図書（製造図面、組立図及び作業標準並びに検査要領等の企業所有資料）を利用できることが証明できること。	
119	70式地雷原爆破装置（人員用）（可変型）の製造に係る契約	ア、キ	5.9.26	70式地雷原爆破装置（人員用）（可変型）の製造に必要となる武器等製造法（昭和28年法律第145号）第3条に規定する経済産業大臣の許可を受けていること又は受ける見込みがあることが証明できること及び契約履行に必要となる70式地雷原爆破装置（人員用）（可変型）の製造図書（製造図面、組立図及び作業標準並びに検査要領等の企業所有資料）を利用できることが証明できること。	
120	米国Combined Systems社製の散弾銃用弾薬（蝶番破壊弾）に係る契約	ウ	5.10.6	散弾銃用弾薬（蝶番破壊弾）の販売に必要となる輸入販売代理権を米国Combined Systems社から認められていること又は認められる見込みがあることが証明できること。	

対象契約一覧表

掲載番号	該当する契約	随意契約による理由	一覧表への掲載日	新規参入の申し込みに必要となる要件	提出先（問合わせ先）
121	米国Combined Systems社製の散弾銃用弾薬（ガス演習弾）に係る契約	ウ	5.10.6	散弾銃用弾薬（ガス演習弾）の販売に必要となる輸入販売代理権を米国Combined Systems社から認められていること又は認められる見込みがあることが証明できること。	・提出先 防衛装備庁 弾火薬室 調達第3班 ・問合わせ先 03（3268）3111 内線：35665
122	12．7mmJ1曳光弾、紙箱入の製造に係る契約	ア、キ	5.10.6	12．7mmJ1曳光弾、紙箱入の製造に必要となる武器等製造法（昭和28年法律第145号）第3条に規定する経済産業大臣の許可を受けていること又は受ける見込みがあることが証明できること及び契約履行に必要となる12．7mmJ1曳光弾、紙箱入の製造図書（製造図面、組立図及び作業標準並びに検査要領等の企業所有資料）を利用できることが証明できること。	
123	えい航標的用赤外線フレアの製造に係る契約	キ	5.10.6	えい航標的用赤外線フレアの製造に必要となる火薬類取締法（昭和25年法律第149号）に規定する経済産業大臣の許可を受けていること又は受ける見込みがあること及び契約履行に必要となるえい航標的用赤外線フレアの製造図書（製造図面、組立図及び作業標準並びに検査要領等の企業所有資料）を利用できることが証明できること。	
124	5．56mmフランジブル弾の製造に係る契約	ア、キ	5.10.6	5．56mmフランジブル弾の製造に必要となる武器等製造法（昭和28年法律第145号）第3条に規定する経済産業大臣の許可を受けていること又は受ける見込みがあることが証明できること及び契約履行に必要となる5．56mmフランジブル弾の製造図書（製造図面、組立図及び作業標準並びに検査要領等の企業所有資料）を利用できることが証明できること。	
125	7．62mm狭搾弾、リンクの製造に係る契約	ア、キ	5.10.6	7．62mm狭搾弾、リンクの製造に必要となる武器等製造法（昭和28年法律第145号）第3条に規定する経済産業大臣の許可を受けていること又は受ける見込みがあることが証明できること及び契約履行に必要となる7．62mm狭搾弾、リンクの製造図書（製造図面、組立図及び作業標準並びに検査要領等の企業所有資料）を利用できることが証明できること。	

対象契約一覧表

掲載番号	該当する契約	随意契約による理由	一覧表への掲載日	新規参入の申し込みに必要となる要件	提出先（問合わせ先）
126	9mmフランジブル弾の製造に係る契約	ア、キ	5.10.6	9mmフランジブル弾の製造に必要となる武器等製造法（昭和28年法律第145号）第3条に規定する経済産業大臣の許可を受けていること又は受ける見込みがあることが証明できること及び契約履行に必要となる9mmフランジブル弾の製造図書（製造図面、組立図及び作業標準並びに検査要領等の企業所有資料）を利用できることが証明できること。	・提出先 防衛装備庁 弾火薬室 調達第3班 ・問合わせ先 03（3268）3111 内線：35665
127	155mmH、M107りゅう弾の製造に係る契約	ア、キ	5.10.13	155mmH、M107りゅう弾の製造に必要となる武器等製造法（昭和28年法律第145号）第3条に規定する経済産業大臣の許可を受けていること又は受ける見込みがあることが証明できること及び契約履行に必要となる155mmH、M107りゅう弾の製造図書（製造図面、組立図及び作業標準並びに検査要領等の企業所有資料）を利用できることが証明できること。	
128	06式演習小銃てき弾の製造に係る契約	ア、キ	5.10.13	06式演習小銃てき弾の製造に必要となる武器等製造法（昭和28年法律第145号）第3条に規定する経済産業大臣の許可を受けていること又は受ける見込みがあることが証明できること及び契約履行に必要となる06式演習小銃てき弾の製造図書（製造図面、組立図及び作業標準並びに検査要領等の企業所有資料）を利用できることが証明できること。	
129	105mmG、J1演習弾の製造に係る契約	ア、キ	5.10.13	105mmG、J1演習弾の製造に必要となる武器等製造法（昭和28年法律第145号）第3条に規定する経済産業大臣の許可を受けていること又は受ける見込みがあることが証明できること及び契約履行に必要となる105mmG、J1演習弾の製造図書（製造図面、組立図及び作業標準並びに検査要領等の企業所有資料）を利用できることが証明できること。	
130	96式40mm演習てき弾の製造に係る契約	ア、キ	5.10.13	96式40mm演習てき弾の製造に必要となる武器等製造法（昭和28年法律第145号）第3条に規定する経済産業大臣の許可を受けていること又は受ける見込みがあることが証明できること及び契約履行に必要となる96式40mm演習てき弾の製造図書（製造図面、組立図及び作業標準並びに検査要領等の企業所有資料）を利用できることが証明できること。	

対象契約一覧表

掲載番号	該当する契約	随意契約による理由	一覧表への掲載日	新規参入の申し込みに必要となる要件	提出先（問合わせ先）
131	92式地雷原処理用ロケット弾の製造に係る契約	ア、キ	5.10.18	92式地雷原処理用ロケット弾の製造に必要となる武器等製造法（昭和28年法律第145号）第3条に規定する経済産業大臣の許可を受けていること又は受ける見込みがあることが証明できること及び契約履行に必要となる92式地雷原処理用ロケット弾の製造図書（製造図面、組立図及び作業標準並びに検査要領等の企業所有資料）を利用できることが証明できること。	・提出先 防衛装備庁 弾火薬室 調達第3班 ・問合わせ先 03（3268）3111 内線：35665
132	12．7mmJ1空包の製造に係る契約	ア、キ	5.10.27	12．7mmJ1空包の製造に必要となる武器等製造法（昭和28年法律第145号）第3条に規定する経済産業大臣の許可を受けていること又は受ける見込みがあることが証明できること及び契約履行に必要となる12．7mmJ1空包の製造図書（製造図面、組立図及び作業標準並びに検査要領等の企業所有資料）を利用できることが証明できること。	
133	91式105mm多目的対戦車りゅう弾の製造に係る契約	ア、キ	5.11.2	91式105mm多目的対戦車りゅう弾の製造に必要となる武器等製造法（昭和28年法律第145号）第3条に規定する経済産業大臣の許可を受けていること又は受ける見込みがあることが証明できること及び契約履行に必要となる91式105mm多目的対戦車りゅう弾の製造図書（製造図面、組立図及び作業標準並びに検査要領等の企業所有資料）を利用できることが証明できること。	
134	M82J撃発火管の製造に係る契約	キ	5.11.2	M82J撃発火管の製造に必要となる火薬類取締法（昭和25年法律第149号）に規定する経済産業大臣の許可を受けていること又は受ける見込みがあること及び契約履行に必要となるM82J撃発火管の製造図書（製造図面、組立図及び作業標準並びに検査要領等の企業所有資料）を利用できることが証明できること。	
135	M557J弾頭信管の製造に係る契約	ア、キ	5.11.10	M557J弾頭信管の製造に必要となる武器等製造法（昭和28年法律第145号）第3条に規定する経済産業大臣の許可を受けていること又は受ける見込みがあることが証明できること及び契約履行に必要となるM557J弾頭信管の製造図書（製造図面、組立図及び作業標準並びに検査要領等の企業所有資料）を利用できることが証明できること。	

対象契約一覧表

掲載番号	該当する契約	随意契約による理由	一覧表への掲載日	新規参入の申し込みに必要となる要件	提出先(問合わせ先)
136	標的機用フレアの製造に係る契約	キ	5.12.4	標的機用フレアの製造に必要となる火薬類取締法(昭和25年法律第149号)に規定する経済産業大臣の許可を受けていること又は受ける見込みがあること及び契約履行に必要となる標的機用フレアの製造図書(製造図面、組立図及び作業標準並びに検査要領等の企業所有資料)を利用できることが証明できること。	・提出先 防衛装備庁 弾火薬室 調達第3班 ・問合わせ先 03(3268)3111 内線:35665
137	105mmG、試験弾の製造に係る契約	ア、キ	5.12.4	105mmG、試験弾の製造に必要となる武器等製造法(昭和28年法律第145号)第3条に規定する経済産業大臣の許可を受けていること又は受ける見込みがあることが証明できること及び契約履行に必要となる105mmG、試験弾の製造図書(製造図面、組立図及び作業標準並びに検査要領等の企業所有資料)を利用できることが証明できること。	
138	M205A2演習手りゅう弾信管の製造に係る契約	ア、キ	5.12.	M205A2演習手りゅう弾信管の製造に必要となる武器等製造法(昭和28年法律第145号)第3条に規定する経済産業大臣の許可を受けていること又は受ける見込みがあることが証明できること及び契約履行に必要となるM205A2演習手りゅう弾信管の製造図書(製造図面、組立図及び作業標準並びに検査要領等の企業所有資料)を利用できることが証明できること。	
139	制限索切断器の製造に係る契約	キ	6.2.5	制限索切断器の製造に必要となる火薬類取締法(昭和25年法律第149号)に規定する経済産業大臣の許可を受けていること又は受ける見込みがあること及び契約履行に必要となる制限索切断器の製造図書(製造図面、組立図及び作業標準並びに検査要領等の企業所有資料)を利用できることが証明できること。	